政令第百八十五号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十六号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第五条第二項、第七条及び第二十九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の二」に、「第二十条」を「第十九条の二」に、「第三章の二　電子決済手段等（第十九条の三―第二十九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第一条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の二」に、「第二十条」を「第十九条の二」に、「第三章の二　電子決済手段等（第十九条の三―第二十条の二・第二十条の三）」を「第三章の二　電子決済手段等（第十九条の三―第二十条の二・第二十条の三）　第三章の三　暗号資産（第二十条の二・第二十条の三）　第四章　為替取引分析（第二十条の四）」に、「第四章」を「第四章の二」に、「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第一条中「資金移動業者」の下に「、「電子決済手段」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」」を、「暗号資産交換業者」の下に「、「為替取引分析業」」を加え、「又は「銀行等」を「、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」に改め、「、資金移動業者」の下に「、電子決済手段、物品等、電子決済手段等取引業、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者」を、「、暗号資産交換業者」の下に「、為替取引分析業」を加え、「又は銀行等」を「、特定信託会社、銀行等又は銀行法等」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条　法第二条第十八項に規定する政令で定める者は、銀行等とする。

（為替取引分析業に係る金融機関等）

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（特定信託会社）

第二条の二　法第二条第二十七項に規定する政令で定めるものは、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社又は同条第六項に規定する外国信託会社とする。

第三条第一項第一号中「この項」の下に「及び次条第四項第一号」を加え、同項第五号中「物品」を「物品等」に改める。

第四条第一項第四号、第五条第一項第二号ニ並びに第九条第一項第三号及び第二項第一号中「物品」を「物品等」に改める。

第九条の二の表第九百四十条第三項（各号を除く。）の項中「（各号を除く。）」を削る。

第十二条の二の次に次の四条を加える。

（特定信託会社が特定資金移動業を営む場合について適用する法の規定の読替え）

第十二条の三　法第三十七条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十三条第一項	事業年度	事業年度（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社である特定信託会社にあっては、毎年四月から翌年三月までの期間）

（業務実施計画の認可を受けなければならない資金移動の額）

第十二条の四　法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第一項に規定する少額として政令で定める額は、百万円に相当する額とする。

（債務の履行の完了が求められる場合）

第十二条の五　法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条第一項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　信託業法第七条第三項（同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の登録の更新がされなかったとき。

二　信託業法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許が取り消されたとき。

三　信託業法第四十五条第一項の規定により同法第七条第一項の登録が取り消されたとき。

四　信託業法第四十六条第一項（同法第六十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は同法第七条第一項若しくは第五十四条第一項の登録がその効力を失ったとき。

五　信託業法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許が取り消されたとき。

六　信託業法第六十条第一項の規定により同法第五十四条第一項の登録が取り消されたとき。

（電子決済手段を発行する特定信託会社が電子決済手段等取引業を行う場合について適用する法の規定の読替え）

第十二条の六　法第三十七条の二第二項の規定により適用する法第六十二条の八第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の十九第一項	事業年度	事業年度（外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。第六十二条の二十五第六項及び第七項において同じ。）にあっては、毎年四月から翌年三月までの期間）
第六十二条の二十五第六項及び第七項	外国電子決済手段等取引業者	外国信託会社